

令和元年5月31日
生活文化局

公衆浴場入浴料金の統制額について

本日開催された東京都公衆浴場対策協議会（会長 梅崎 修 法政大学キャリアデザイナー学部教授）において、去る2月7日に知事から検討依頼した「令和元年東京都公衆浴場入浴料金の統制額」について、下記のとおり報告が行われましたので、お知らせいたします。

なお、実施については、知事の決定、告示の手続きを経て、施行となります。

記

公衆浴場入浴料金統制額について、次のとおり報告する。

大人 (12歳以上の者)	※470円(現行460円)
中人 (6歳以上12歳未満の者)	180円(据え置き)
小人 (6歳未満の者)	80円(据え置き)

※ 統制額改定の時期は、消費税率引き上げに合わせて10月1日の予定とする。

ただし、消費税率の引き上げが延期された場合には、延期時期が年度（令和2年3月）内であればそれに合わせて引き上げ、来年度（令和2年4月）以降であれば、改めて本協議会で検討することとする。

